

はじまります！！

子ども・子育て支援新制度 (案)



子どもたちの未来のために！！

子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、すべての子どもたちが笑顔で成長できる、子育てをしやすい環境をつくるため、保育所や幼稚園をはじめ、地域の子育てなどを支援する『子ども・子育て支援新制度』が、平成27年4月からはじまります。

子ども・子育て支援新制度では、こんな取組みを進めていきます！

1. 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
2. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
3. 保育所と幼稚園のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
4. 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり応援します。



子どもを預かる施設について

新制度では、保育・教育を行う施設として保育所・幼稚園に加えて、〔認定こども園〕や〔地域型保育〕等により子育て家庭の支援を図ります。

保育所

0～5さい

就労などで保育ができない保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育ができない保護者

幼稚園

3～5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

利用時間

昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間の前後や休業中の預かり保育などを実施

利用できる保護者

制限なし

認定こども園

0～5さい

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
- 新制度では、新たな設置や保育所・幼稚園からの移行をやすくする等、その普及を推進していきます。

※平成26年6月現在、郡山市に認定こども園は設置されていません。

地域型保育

0～2さい

小人数（原則19人以下）で0～2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、0～2歳児を対象とする以下の4つの事業が新たに「地域型保育」に位置付けされます。

小規模保育
(定員6～19人)

少人数を対象に、多様なスペースを活用して保育を行います。

事業所内保育

会社の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを保育します。

家庭的保育
(定員5人以下)

5人以下のお子さんを家庭的な雰囲気です保育します。

居宅訪問型保育

病気などで個別ケアが必要なお子さんの自宅です1対1で保育します。

郡山市内には、平成26年6月現在、公立保育所25施設、民間認可保育所14施設、認可外保育施設63施設、私立幼稚園33施設が設置されています。



地域の子育て支援について

新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援を充実していきます。

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や、子育て相談ができる場所です。
- 地域の子育てに関する情報の発信や子育てイベントなどを実施しています。

郡山市では、ニコニコこども館を中心として、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センターを設置しています。平成27年度には、(仮称)西部地域子育て支援センター(大槻保育所地内)、(仮称)北部地域子育て支援センター(伊賀河原土地区画整理地内)が開所する予定です。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的に就学前のお子さんを預かります。

郡山市では、現在、ニコニコこども館や柴宮保育所、大成保育所、郡山婦人会幼児保育所、あさひがおか保育園、八山田保育園、はなさと保育園大町分園の7施設で実施しています。

なお、平成27年度からは、大槻保育所、(仮称)乙高保育所でも一時預かりを開始する予定です。

放課後児童クラブ (留守家庭児童クラブ)

- 職員の資格や施設・設備などについて新たな基準を設けて質の向上を図っていきます。

郡山市では、市及び保護者が運営する小学校31校と児童センター1箇所、計32箇所が開所しています。今後も保護者のニーズ等を踏まえて、整備していきます。

病児・病後児保育

- 病気中や病気の回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院などに付設されたスペースで一時的に預かります。

郡山市では、菊池医院「らびっと」、チルドレンクリニック「ピパ」、いいもり子ども医院「もりのこ」、わんぱくさいとうこども医院「かくれんぼ」の4施設で実施しています。

利用者支援

- 子育て支援に関する情報提供や相談・利用支援などを行います。

郡山市では、こども育成課、ニコニコこども館、東部地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センター、ペップキッズこおりやま、認可保育所39施設に、保育所等に関する情報提供や、子育てに関する相談を受け付ける保育コンシェルジュを配置しています。



幼稚園や保育所などの利用手続きについて

新制度では、入所・入園の手続きの際に、利用のための認定を受けることや、新たに新制度に移行する施設の保育料の取扱いなどが変わります。

利用のための認定とは？

新制度では、就学前の子どもの保育や教育のニーズを把握し、子育て支援の場を整備していくために、子どもの年齢や保育の必要性等によって、3つの区分に分かれた認定を受けることとなります。

3つの認定区分

区分	年齢	希望先
1号認定	満3歳以上	幼稚園や認定こども園での幼児教育を希望の場合
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望の場合
3号認定	3歳未満	保育の必要性があり、保育所等での保育を希望の場合

幼稚園を利用する場合は？

今の手続きの流れ

1

幼稚園へ入園申込み

- 各幼稚園で募集受付を行いますので、保護者は直接園へ申し込みします。
- 新制度になっても、入園申込先は同じです。

2

園児の入園

- 利用時間
平日昼過ぎまでの通常通園。（園により預かり保育実施）
- 保育料
各幼稚園が定めた入園料や月額保育料を負担

新制度の手続きの流れ

新制度に移行する幼稚園

2

幼稚園を通して認定申請

- ◎幼稚園経由で申請手続きを行い、市から認定証を交付します。

3

園児の入園

- 利用時間 今と同様です。
- 保育料
所得に応じた保育料の負担となります。

※幼稚園の場合、新制度への移行は今後各幼稚園で選択していきませんが、今の制度のまま継続する園を利用する場合には認定申請は行わず、保育料の取り扱いも変わりありません。



認可保育所を利用する場合は？

今の手続きの流れ

1

郡山市又は認可保育所へ入所申込み

●保護者が、就労などの理由が分かる書類を添えて申し込みします。

2

入所選考

●保育を必要とする優先度に応じて入所選考します。

3

児童の入所

●利用時間
保育所の開所時間内で、平日から土曜日までの保育を行います。
●保育料
所得に応じた保育料を郡山市へ納入

新制度の手続きの流れ

4月の入所受付は例年12月頃開始しますので、具体的な時期等は広報でお知らせします。

1

郡山市又は認可保育所へ入所申込み

●申込先は変わりません。

2

保育の必要性の認定申請

◎入所申込と同時又は入所申込前に、保育の必要性の認定申請手続きをします。

3

市で保育の必要性の認定

◎市が保育の必要性を認定
◎就労時間により、保育の必要時間を区分
◎保護者へ認定証を交付

4

入所の利用調整

●保護者の希望や保育所の状況等により、利用施設の決定を行います。必要に応じ、市が利用可能な保育所等のあっせんなども行います。

5

児童の入所

●利用時間
◎保護者の就労時間により、利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
●保育料 所得に応じた保育料を郡山市へ納入



保育の必要性の認定では…

保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点が考慮されます。具体的な運用は現在検討中のため、今後順次お知らせします。

①保育を必要とする事由

- 就労 求職活動 妊娠、出産
保護者の疾病、障害
同居又は長期入院等している親族の介護看護など

※上記の事由に該当すれば、同居の親族の方が子どもを保育することができる場合にも申込みができますが、親族の支援の受けられない方と比べて利用の優先度は変わる場合があります。

②保育の必要量 ●就労時間により、利用時間が区分

- a) 保育標準時間 フルタイム就労の利用時間（最長11時間）
b) 保育短時間 パートタイム就労の利用時間（最長8時間）

※「保育短時間」利用が可能となる就労時間の下限は、1月当たり48～64時間の範囲で、郡山市が定めます。

③優先利用への該当の有無

ひとり親家庭、生計中心者の失業などは、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

Q&A

今、保育所や幼稚園に入所している場合は、どうなるのだろうか？



Q1

今、認可保育所に入所している児童は、新制度になっても継続して利用できますか？

A

保育が必要な児童は継続して利用できます。
なお、保育を必要とする事由により、利用時間などは異なります。

①フルタイム就労の場合

保育標準時間の認定を受け、1日11時間まで保育所を利用できます。

②パートタイム就労の場合

保育短時間の認定を受け1日8時間まで保育所を利用できます。

③その他、出産、求職活動等の場合

事由に応じた利用期間内であれば、継続して利用可能です。たとえば、出産理由の場合は、出産予定3か月前から出産後3か月までが利用期間です。

Q2

今、認可保育所や幼稚園、認可外保育施設などに入所している場合も、認定手続は必要ですか？

A

①認可保育所の場合

平成27年4月以降も引き続き利用希望の場合、平成26年秋以降に認可保育所を通して保育の必要性の認定手続をしていただきます。認定後は、保育所を通して認定証を交付します。

②幼稚園、認可外保育施設の場合

新制度に移行する施設であれば、平成26年秋以降に施設を通して認定手続をしていただきます。今のまま継続される施設を引き続き利用する場合であれば、認定手続は必要ありません。

保育料はどうなるの？



Q3

認可保育所の保育料は変わるのですか？

A

認可保育所の保育料は、保護者の所得に応じた負担であり、公立保育所も民間認可保育所も同額に定められています。

平成27年4月以降の具体的な額については、今後国が定める基準を上限として、各市町村で設定することとなります。

郡山市の保育料は検討後、順次お知らせします。

Q4

保育標準時間と保育短時間では、保育料は異なりますか？

A

異なります。保育短時間は、標準時間の保育料よりも低い額で設定される予定です。

Q5

新制度に移行する幼稚園の保育料はどう変わるのですか？

A

現在、幼稚園の保育料は、各幼稚園で入園料及び保育料の額を定め、就園奨励費が助成されていますが、新制度に移行する幼稚園の保育料は、所得に応じた負担額へ変更となります。

保育料の具体的な額については、今後国が定める基準を上限として、各市町村で設定することとなります。郡山市の保育料は現在の保護者の負担水準を踏まえて検討後、順次お知らせします。

地域型保育って何？



Q6

地域型保育とは何ですか？今はあるのですか？

A

地域型保育は、新制度で新設される事業です。

現在、小規模な保育施設や事業所内で従業員のお子さんを保育するための施設等は、認可外保育施設で運営されています。また、居宅訪問型保育は、いわゆるベビーシッターです。

新制度では、市の認可を受けた場合、地域型保育へ移行されます。



保育の利用時間はどうなるの？



Q7

保育短時間利用とは何ですか？

A

新制度では、就労時間により保育の利用時間を区分して保育の必要性を認定する仕組みが導入されます。

保育短時間利用と認定された場合は、1日8時間まで保育の利用が可能です。

保育短時間利用の認定では、1月あたりの就労時間の下限を市町村で定めることとされており、郡山市で現在検討中です。

Q8

保育短時間に認定された場合、保育所は何時から何時まで利用できますか？

A

保育短時間の利用時間帯は、施設ごとに何時から何時までと、一律に設定される予定ですので、利用時間帯のなかで、1日8時間まで利用できます。

Q9

保育短時間の利用時間を超えることになってしまう場合は、どうなりますか？

A

保育短時間の利用時間前に早く預けなくてはならない場合や、利用時間後に延長して預ける場合は、別途料金により、延長保育を利用できます。

Q10

保育標準時間と保育短時間のモデルケースは？

A

モデルケース

保育標準時間

フルタイムで共働きの
Aさん
勤務時間
8時30分～17時30分

保育短時間

パートタイムで働くBさん
勤務時間
9時30分～14時30分

例) 7時30分～18時30分の保育所の場合

保育所開所時間

保育短時間の利用時間帯(8時間)

開所時間の中で最大11時間利用可能

保育短時間の利用時間内で最大8時間利用可能

「子ども・子育て支援新制度」は、
平成27年の春に
本格スタートします。



現在、「子ども・子育て支援新制度」のスタートに向けて、
教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに基づいた今
後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。

平成26年度の後半には、翌年度の施設・事業の利用申し込
みなどの手続きがはじまる予定ですので、順次、広報等でお知
らせしていきます。

《お問い合わせ先》

◇子ども・子育て支援新制度全般に関すること・放課後児童クラブに関すること

こども未来課 024-924-3801

◇地域の子育て支援等に関すること

こども支援課 024-924-2581

◇保育所・幼稚園等子どもを預ける施設に関すること

こども育成課 024-924-3541

◆子ども・子育て支援新制度について詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shienseido/index.html> (内閣府)

上記ウェブサイトへアクセスしてください。



